

## 性能評価業務及び試験確認業務における結果の取消し等に係る業務規程

制定 令和6年11月14日 危保規程第38号

### 第1 目的

この規程は、性能評価業務及び試験確認業務において、評価あるいは確認（以下「性能評価等」という。）を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合の必要な措置について定めることを目的とする。

### 第2 結果の取消し等

理事長は、第2に掲げた業務に関し、著しく不適当な行為があると認めるときは、次により必要な措置を講じるものとする。

- 1 性能評価等を受けた者又はその関係者に次のいずれかに該当する行為があるときは、性能評価等の結果通知又は当該性能評価等に係る証明を取消し又は撤回することができる。

なお、この場合、手数料等は返還しないものとする。

- (1) 不正又は不当な手段を用いて性能評価等を受けたとき
- (2) 該当する業務規程の定めによらず、型式の指定又は追加、重変更、軽変更等に該当する行為を行った者が、協会の発行した文書、性能評価等済証又は協会が認めた表示を使用したとき
- (3) 性能評価等により評価又は確認を受けた仕様、性能又は基準等に適合しない対象物に性能評価等済証又は協会が認めた表示を使用したとき
- (4) 協会の発行した文書、性能評価等済証又は協会が認めた表示（表示の原版等を含む。）を不正に使用し、改ざんし、偽造し、又はねつ造したとき
- (5) 第三者に性能評価等済証又は協会が認めた表示（表示の原版等を含む。）を占有されたとき
- (6) 該当する業務規程の申請の不受理に該当することが判明したとき
- (7) (1)から(4)に該当する行為が過失（故意、過失の認定が困難な場合を含む。）により行われたとき
- (8) (1)又は(2)に該当する行為の結果として、協会の信用に支障が生じたとき
- (9) 協会が性能評価業務及び試験確認業務に関して、資料の提出又は書面による報告を求めた場合に、正当な理由がないのに、これに応じなかったとき
- (10) 性能評価等の業務に関し、故意若しくは重大な過失により協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがあるときとして、以下の例によるとき
  - ア 協会を不当に誹ぼうしたとき
  - イ 性能評価等済証又は協会が認めた表示（表示の原版等を含む。）が譲渡され、又

は貸与されたとき

ウ 性能評価等を受けた者の債権者等が性能評価等済証又は協会が認めた表示（表示の原版等を含む。）を占有したとき

(11) 上記以外で信義誠実に著しく反する行為があったとき

2 性能評価等を受けた者又はその関係者に次のいずれかに該当する行為があるときは、性能評価等の結果通知又は当該性能評価等に係る証明の全部又は一部を撤回することができる。

なお、この場合、手数料等は返還しないものとする。

(1) 性能評価等を受けた対象物に関する消防関係法令等又は該当する業務規程等が改正され、改正後の消防関係法令等又は該当する業務規程等に、性能評価等を受けた対象物が適合しなくなったとき

(2) 該当する業務規程に定める事故等の報告等を怠ったとき

(3) 該当する業務規程に定める立入調査等に協力しないとき

(4) 該当する業務規程の定めによらず、型式の指定又は追加、重変更又は軽変更に該当する行為を行ったとき

(5) 該当する業務規程に定める定期調査、定期性能調査又は立入調査等から、性能評価等の結果通知又は当該性能評価等に係る証明の内容を継続することが適当でないと認めるとき

(6) 手数料等又は性能評価等に係る費用の振込がなかった場合で、性能評価等を受けた者に対して協会が手数料等又は性能評価等に係る費用の振込を催告した日の翌日から起算して 30 日以内に手数料等又は性能評価等に係る費用が振り込まれなかったとき

(7) 上記に定めるもののほか、性能評価等を受けた者又はその関係者が該当する業務規程に違背したとき

3 理事長は、1 又は 2 に定める取消し又は撤回を行おうとする場合は、原則として、あらかじめ、性能評価等を受けた者に様式第 1 により通知し、弁明の機会を与えなければならない。

4 1 又は 2 に定める取消し又は撤回の通知を受けた者は、性能評価等済証又は協会が認めた表示を付すことはできない。

また、既に付した性能評価等済証又は協会が認めた表示を抹消しなければならない。

5 1 又は 2 に定める取消し又は撤回の通知を受けた者は、残存する性能評価等済証を速やかに理事長に返納しなければならない。

なお、この場合において、理事長は、返納された性能評価等済証に係る代金を原則として返戻するものとする。

また、協会が認めた表示（表示の原版等を含む。）については、速やか、かつ、適正に処分しなければならない。

- 6 理事長は、1 又は 2 に定める取消し又は撤回を行った場合は、性能評価等を受けた者に係る次に定める事項について公表することができるものとする。
- (1) 住所又は法人の住所
  - (2) 氏名又は法人の名称
  - (3) 法人の代表者の氏名又は職位
  - (4) 性能評価等を受けた者の事務所のほか、性能評価等を受けた対象物を取り扱う場所の名称及び住所表示
  - (5) 取消し又は撤回を行った性能評価等結果
  - (6) 取消し又は撤回の理由及び回収等の措置内容
  - (7) その他理事長が必要と認めた事項
- 7 理事長は、次に定める事態が発生した場合は、該当する業務規程に定める表示の登録を抹消することができる。
- (1) 1 又は 2 に定める取り消し又は撤回があった場合
  - (2) 性能評価等を受けた者が廃業した事実が判明した場合
  - (3) 表示の登録を受けた者から当該登録の抹消に係る申請があった場合

### 第3 雑則

この規程に定めるもののほか、性能評価業務及び試験確認業務における結果の取消し等の実施に必要な事項は理事長が定める。

### 附則

- 1 この業務規程は、令和6年11月14日から施行する。